

1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者がその資金を一定の公益目的に役立てるために信託し、受託者である信託銀行等が信託管理人の監督のもとにその資金を管理・運用するとともに、運営委員会の意見にもとづいて助成先の決定、助成金の交付等、公益事業の実現に必要な業務を遂行していく制度です。公益信託の設定には、その公益目的業務を所管する主務官庁の許可が必要であり、また発足後も主務官庁による監督、指導を受けますので、公正、適正な運営が確保されています。

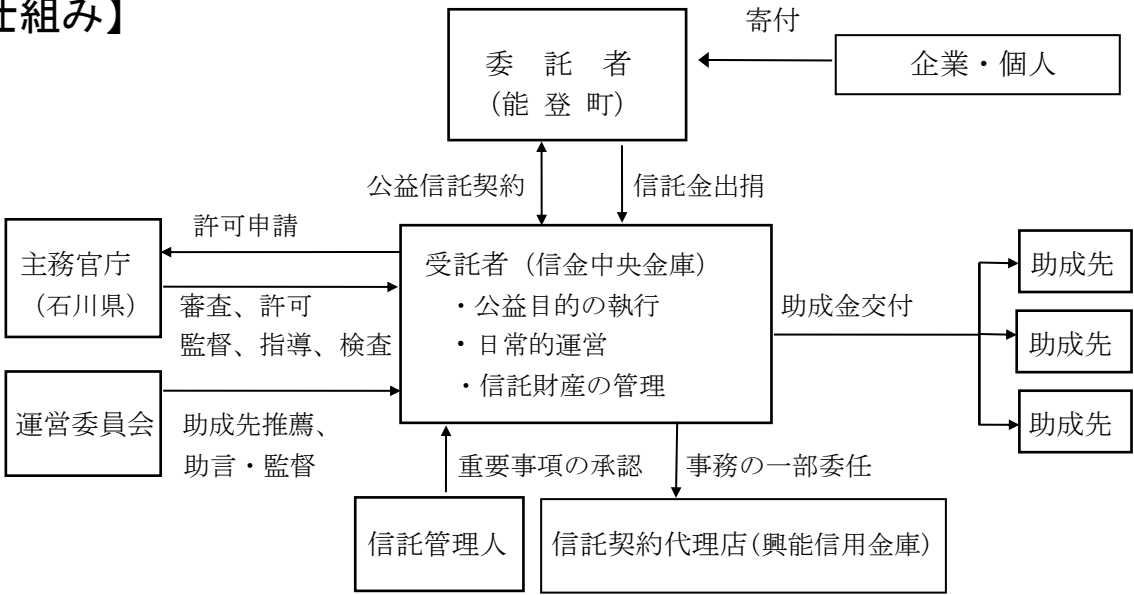
能登町では、住民主体のまちづくり活動をソフト面から支援し、地域の振興とまちづくり活動の活性化を図ることを目的に、平成8年10月に「公益信託能登町エンデバーファンド21」を発足させ、活動しております。（平成18年度から民間都市開発推進機構からの拠出金を活用した施設整備等のハード面への助成を行ってきましたが、同機構からの拠出金に基づく助成については令和6年度の募集をもって終了しました。）

2. 「公益信託能登町エンデバーファンド21」とは

【あらまし】

- ・発 足 日 平成8年10月4日
- ・設定の趣旨 魅力的なまちづくりを進めるには、地域住民自身が主体となって取り組むことが必要ですが、とかく行政主導のまちづくりになってしまう傾向があります。そこで、住民、行政または企業のいずれにも属さない中立的な立場で、住民主体のまちづくり活動をソフト面から積極的に支援するため、まちづくり活動の調査研究や交流活動等に対する助成を行うことにより、地域の振興とまちづくり活動の活性化を図ることを目的に公益信託を設定したものです。
- ・信託財産 能登町からの拠出金を主体に民間の企業・個人等からの寄付金を加えて構成されています。（令和7年3月末時点残高 約46百万円）
- ・助成の実施 9月～12月頃申請者を募集し、運営委員会の審査を経て翌年6月頃に助成を行っています。なお、助成はその内容を充実させるため、信託財産の運用収益に加えて、信託元本の一部を取崩して行っています。

【仕組み】



3. 助成対象および助成金額

【助成対象】

能登町において、まちづくり活動に取り組むグループ等に対し、その企画内容に応じて助成を行います。なお、助成先の選定および助成金額の決定等については、学識経験者等で構成される運営委員会の審議・助言を受けて行われます。

【助成事業の内容】

助成対象事業は、次のとおりです。

- ①まちづくり活動の調査研究
- ②地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の企画または提案づくり
- ③地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の実施
- ④まちづくり活動に取り組むグループ相互間の交流、情報交換等
- ⑤令和6年能登半島地震からの復興を通じたまちづくり活動の実施
- ⑥その他本信託の趣旨を達成するために必要な事業

【助成金額】

原則として年間の助成金額は、総額で500万円程度を予定しています。

個々の助成金額については、その範囲内で申請内容等を個別に審査して決められます。（ハード事業への助成については、令和6年度の募集をもって終了しました。）

4. これまでの助成実績について

本信託が発足した平成8年度から令和7年度までの助成実績は、合計112件、163百万円となりました。

5. 助成を受けるまでの手続き

【「助成事業申請書」の提出】

助成を希望される方は、「助成事業申請書（第一次審査用）」に必要事項を記入のうえ、興能信用金庫本店営業部、小木支店、松波支店および柳田支店のいずれかの店舗にご提出ください。

なお、当該申請書は、能登町のホームページまたは同金庫にて入手することができます。

【受付期間】

令和8年度の助成申請は、令和7年9月16日（火）から令和7年12月5日（金）まで受け付けいたします。

【助成の決定と通知】

- ① 一次審査（令和8年1月開催予定）
申請内容を運営委員会にて書面審査し、結果を書面により2月末までに申請者に通知します。
- ② 二次審査（令和8年4月開催予定）
一次審査を通過した申請者は、「助成事業申請書（第二次審査用）」を記入のうえ、興能信用金庫本店営業部、小木支店、松波支店および柳田支店のいずれかの店舗にご提出ください。その後、運営委員会（一般公開）で事業内容を説明いただき、内容を審議のうえ、受託者（信金中央金庫）が助成先および助成金額等を決定し、結果を書面により申請者に通知します。

住民主体のまちづくりを目指す

公益信託能登町エンデバーファンド 21

【審查基準】

次のような点を基準に審査されます。

- ①まちづくり活動に対する熱意があり、その活動を発展させるために助成する効果が高いこと。
- ②活動の実現性および事業の継続性が高いこと。
- ③新しい視点からのまちづくり活動の提案が見られること。
- ④地域を住み良い環境にしていくために意義のある活動であること。

【助成金の交付】

助成が決定した場合は、令和8年6月上旬頃までに助成金が振り込まれます。（興能信用金庫にて助成金を受け取るための専用口座を別途開設いただきます。）

【活動結果の報告】

助成金による活動成果は、「助成金報告書」を提出いただくとともに、次年度運営委員会（令和9年4月開催予定）の場で報告いただきます。

なお、本事業は能登町の資金を活用して行っていますので、虚偽の申請により助成を受けたとき、特段の理由なく助成対象事業を行っていないとき等には、助成金の返還を求めます。

※ 助成決定時期・助成金交付時期等のスケジュールについては、変更になる可能性があります。

〔お問 い 合 わ せ 先 〕

(委託者) 能登町 企画財政課 TEL 0768 (62) 8535
〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字50番地1

(受託者) 信金中央金庫 信託部 TEL 03(5202) 7798
〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号

(信託契約代理店) **興能信用金庫 能登復興支援部** TEL 0768(62)8201
〒927-0493 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ム字45番の1地

委 託 者 石 川 県 能 登 町

受託者 信金中央金庫

信託契約代理店 興能信用金庫